

政策評価懇談会（第12回）議事録

1. 日 時

平成18年2月28日（火）15：30～17：51

2. 場 所

法務省第1会議室（20階）

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

川端 和治	弁護士
（座長）島野 穹子	つくば国際大学産業社会学部教授
立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治研究科教授
寺尾 美子	東京大学大学院法学政治研究科教授
前田 雅英	首都大学東京都市教養学部長
山根 香織	主婦連合会副会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授
渡辺 雅昭	朝日新聞社所属

< 省内出席者 >

樋渡 利秋	事務次官
丸山 嘉代	大臣官房人事課付
神田 滋	大臣官房会計課補佐官
那花 弘行	大臣官房施設課補佐官
武下 満	大臣官房訟務企画課訟務調整官
倉吉 敬	大臣官房司法法制部長
田辺 泰弘	大臣官房司法法制部参事官
茂木 善樹	大臣官房司法法制部企画官
原 司	民事局付
辻 裕教	刑事局参事官
室井 誠一	大臣官房参事官（矯正担当）
田中 一哉	保護局総務課補佐官
渡辺 博	人権擁護局総務課人権擁護調査官
山中 政法	入国管理局総務課入国管理企画官
梁取 一夫	法務総合研究所総務企画部付
小林 幹広	公安調査庁総務部総務課企画調整官
狛 信雄	大臣官房秘書課広報室長
吉澤 勇治	大臣官房秘書課情報管理室長

<事務局>

野々上 尚	大臣官房秘書課長
大場亮太郎	大臣官房参事官（総合調整担当）
松下 裕子	大臣官房秘書課政策評価企画室長
石井 未弘	大臣官房秘書課企画調整官
深石 卓	大臣官房秘書課補佐官

4. 議 題

- (1) 政策評価制度の見直しについて
- (2) 日本司法支援センター（総合法律支援体制の整備）について
- (3) 法務省政策評価に関する基本計画の改定について
- (4) 法務省事後評価の実施に関する計画案（平成18年度）について
- (5) その他

5. 配付資料

- 資料1：政策評価に関する基本方針の改定について（平成17年12月16日閣議決定）
- 資料2：政策評価の実施に関するガイドライン（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）
- 資料3：日本司法支援センター（総合法律支援体制の整備）について
- 資料4：法務省政策評価に関する基本計画（改定案）
- 資料5：法務省政策評価に関する基本計画改定案について（改定理由の説明）
- 資料6：法務省事後評価の実施に関する計画案（平成18年度）

6. 議 事

島野座長：定刻になりましたので、ただいまから、第12回政策評価懇談会を開催いたします。今回は、委員の皆様全員ご出席で、お忙しいところありがとうございます。なお、前田委員は、少し遅れて到着されるとのことでした。

（冒頭、法務事務次官のあいさつの後、議事次第に沿って会議が行われた。）

島野座長：それでは、まず、本日の審議事項について事務局から説明願います。

大場官房参事官：それでは本日の審議事項について事務局の方からご説明いたします。まず、資料1及び2ではありますが、これは昨年12月16日に閣議決定されました「政策評価に関する基本方針の改定について」と、同日に政策評価各府省連絡会議において了承された「政策評価の実施に関するガイドライン」であります。これは、昨年来の政策評価の見直しとして取りまとめられたものです。資料3ですが、「日本司法支援センターについて」であります。これは、来年度、設立・業務を開始する日本司法支援センターについて、掘り下げて検討を頂くための資料です。資料4及び資料5ではありますが、「法務省政策評価に関する基本計画（改定案）」とその改定理由の説明であります。法務省政策評価に関する基本計画につきましては、昨年1月に平成17年度から19年度の3カ年を計画期間とする計画を策定したところでありますが、今般の政策評価制度の見直しに基づき、計画の改定を行うものです。資料6は、「法務省事後評価の実施に関する計画案

(平成18年度)」であります。これは、新たに平成18年度に政策評価の対象とする政策を定めるもので、現行の平成17年度の実施計画とは直接は関係ありませんが、朱書きで昨年度との違いが分かるようにしております。また、参考資料として、政策評価法及び同施行令、法務省事後評価の実施に関する計画(平成17年度)、それと、前回の政策評価懇談会の議事録をお配りしております。なお、先ほどの資料6の法務省事後評価の実施に関する計画案(平成18年度)に関して席上配布資料をお配りしております。これについては、平成18年度の事後評価の実施計画の検討の際に説明させていただきたいと思っております。それでは、これらの配布資料に沿いまして、本日の審議事項について説明させていただきます。最初に全体の流れでございますが、まず、政策評価制度の見直しについて、資料1と資料2を基に事務局から報告させていただきます。そして、資料3に基づき、日本司法支援センターについて倉吉大臣官房司法法制部長から説明し、その後討議を行いたいと思っております。これは、政策評価制度の見直しの中で、重要政策に対する評価の徹底ということが言われておりまして、政策評価懇談会においても個別の重要テーマを設定して掘り下げて検討しようとする趣旨のもとに設定したものです。第1回目に当たります今回につきましては、事務局でテーマを設定させていただきましたが、来年度から設立・業務を開始する日本司法支援センターについて、政策評価の観点から討議を行いたいと思っております。引き続き資料4及び資料5に基づきまして、法務省政策評価に関する基本計画の改定について事務局から説明させていただきます。その後ご意見を伺いたいと考えております。さらに、資料6に基づきまして、法務省事後評価の実施に関する計画案(平成18年度)について事務局から説明させていただき、その後ご意見を伺いたいと考えております。なお、時間に余裕がありますれば、政策評価全般に関するフリートーキングとさせていただきたいと考えております。なお、資料6の関係でありますけれども、事前に事務局の方で各委員にご説明に伺っております。従いまして、それについては簡単にご説明するにとどめまして、ご意見を伺う時間を十分に取りたいと考えております。前に伺いましたときは、多くの事項を短時間でご説明申し上げたこともありますので、再度ご説明が必要という点がございましたらおっしゃっていただきたいと思います。それでは、本日はよろしくお願ひします。

島野座長：ありがとうございます。それでは、まず、議題(1)の政策評価制度の見直しについて、事務局から説明願ひます。

松下室長：それでは、政策評価制度の見直しについてご説明いたしたいと思ひます。ご案内のように政策評価法はその附則に政策評価法施行後3年後の見直しを規定しておりまして、平成14年4月に施行されましたが、その3年が経過いたしましたことから、政策評価制度の見直しが行われまして、昨年12月16日に政策評価の基本方針に関する見直しの閣議決定等が行われたところでございます。今回の見直しのポイントは、大きく4つございます。まず1つは、内閣の重要政策に関する評価を徹底するというところでございます。これは、施政方針演説等で示された内閣の重要政策については、政策評価の対象にするということで、目標や方針を明確にした政策体系を整備して、適時的確に評価を行うということであります。次に、政策評価の重点化・効率化という点が2つ目でございます。これは、各府省の重点政策の評価に注力するなどメリハリ付けを行うというものでございます。3つ目として、評価結果の予算要求等政策への反映ということでございます。これは、経済財政諮問会議等でも指摘されておりますけれども、評価結果を次の政策の企画立案に生かしているだろうかということで、それを生かしていくべきだということで政策の企画立案に反映させる仕組みを一層推進しようということでございます。また、4つ目といた

しまして、評価の客観性の確保ということが見直しの対象として挙げられておりました。これは、達成目標を数値化するなどにより適切に明示し、外部から検証することが可能となるようにデータ等の公表を徹底するということでもあります。以上が今回の政策評価制度の見直しの概要でございますが、後ほどご議論いただきます法務省の基本計画等の改定につきましても、この見直しを受けた形で反映した見直しを行っております。それに先立ちまして、簡単に政策評価制度の見直しについてご説明をいたしました。今申し上げたことに関する資料は、先ほどご説明いたしましたように資料1の政策評価に関する基本方針の改定、これは政府の基本方針の改定でございますが、これでございます、これを受けて資料2の政策評価に実施に関するガイドラインが策定されたということでございます。そして、これを受けまして私ども法務省の基本計画として資料4の改定を行おうとしているところでございます。私からは以上でございます。

島野座長：ありがとうございます。今の説明は昨年未の閣議決定等の概要についてでありましたが、これについて特に質問等がありましたらどうぞお願いいたします。はい、川端委員。

川端委員：資料2の4に学識経験者の知見の活用というのがあります、全般について政策評価に関する会議を活用するというのがこの場になるのだろうと思うんですけども、その次に「個々の政策評価の分野に応じて専門的知見を有する学識経験者の意見を個別、具体的に聴いたりするなど、評価の対象とする政策の特性、評価の内容、評価作業の効率性等に応じたものとなるよう留意するものとする」とありますが、この点については法務省では、どの様な形で実施されるお考えなのかお伺いしたいのですが。

島野座長：ご説明いただけますか。

松下室長：はい、お答えいたします。この点に関しましては、法務省の基本計画の中には今回具体的には反映させておりません。具体的にこれをどのような形で反映させていくかということについては今後の課題と思っております、検討していくつもりでございます。

島野座長：それでは、次の議題に移ります。議題(2)日本司法支援センター(総合法律支援体制の整備)についてですが、今も説明がありましたとおり、今回の政策評価制度の見直しにおいて、重要政策に関する評価の徹底ということが言われております。つきましては、法務省の重要政策について、政策評価懇談会としても、政策評価の観点から掘り下げて検討する必要があると考えられ、第1回目としては、平成18年度から設立・業務を開始する日本司法支援センターについて、検討を行いたいと思います。それでは、倉吉司法法制部長から説明をお願いいたします。

倉吉部長：はい、司法法制部長の倉吉でございます。法務省の政策の中で先鞭を切って説明をさせていただくことになりまして非常に光栄に思っております。日本司法支援センターは1つの売りであると思っております、また忌憚のないご意見、ご批判をいただければと思います。それでは、座って失礼いたします。資料3というところで、3枚の紙をホチキスで止めてあると思いますが、その2枚目のポンチ絵をご覧ください。これは、司法制度改革審議会の議論があった頃のこと、前提となる議論を一応イメージとして書き上げたものでございます。今、司法制度改革を進めております。すでに法律が全て通りまして、今、実施段階ということになりますが、その売りは国民に身近な司法を実現するということでもあります。様々な政策を準備いたしまして、例えば、民事の関係でアクセスをしやすくする、手数料を低額化するとかですね、それから労働審判制度を作るとか、知財高裁を作るとか、特性に応じたいろいろなメニューを作ろうとか、それから、裁判を2年以内で終わらせようとかそういうものをやりました。それ

から、更に弁護士の数が少ないと、それでそれを質を落とさないようにして法曹人口を拡大していこうということで法科大学院制度を作り、検察官や裁判官が法科大学院に教えにいけるような仕組みも作りました。そういった事でいろいろと準備をしておるわけですが、弁護士の数が増え、あるいは裁判所の方でいろんな制度ができたとしても、それに国民の側がアクセスできなければ、意味がないではないかというのがこれが当初からの問題意識でございました。それを書き上げたのがこの絵でございませう。左の現状を見ていただきたいと思うんですが、確かに紛争が増大してくると、しかし、普通の人、ごく普通の人、どこで誰に相談したらいいかわからない、あるいは、今自分が抱えている問題が法律問題かどうか分からない、どのような解決方法があるのかも知らない、それから、これは私も裁判所にいたころよく言われたことですが、身近に弁護士はいないと、それから、お金がかかりそうだなというような事でなかなかアクセスできないというような現状がございませう。これに対して、これまで司法は全く取組をしていなかった訳ではありませんで、一定の事をしておりました。それが、真ん中に出ておまして、実は弁護士会も精力的に法律相談をしておりましたし、それから行政機関、「など」と書いておられますが、ここにはいわゆるNPOとかNGOとかそういうものがございませう。いろんな機関でいろいろ多彩な活動をしておられます。いろんな相談窓口があるんです。しかし、それがあまり知られていないと。あるいは連携がとられていないというのが一つの問題だったかなと思っております。それから弁護士会はさらに積極的に司法過疎地域に事務所を設けて、弁護士会の方で資金を出して、経営が成り立つようにして、事務所をやらせるということもやっております。「ひまわり」と呼んでおられますが。それから、財団法人法律扶助協会、これが法律扶助事業をしておりました。もちろん被告人の国選弁護制度というものもあまして、これも弁護士会が一生懸命やっていたところでありませう。その中で徐々に法曹人口を増やそうということでやってきまして、まあ司法制度改革審議会では、年間3千人までいこうということまでもってきたわけがございませう。右側にその「限界・問題点」とございませうが、先ほどちょっと触れましたが、相談先はたくさんあるんだと、多彩な活動をしているんだと、しかしその情報が整理されていないし、連携もとられていない、いろんなところをたらい回しということになるということで、どこかで一箇所で集中的に連携をとっている所があれば、ここに行けばこの問題は分かるよということをお答えしてくれるところがあれば、非常に楽になると、こういうことが思い浮かぶわけがございませう。それから相談窓口とその後の法律サービスの提供、これも連携をとれていない。最終的な法的な手段をとる、あるいは、ADR機関に持って行って仲裁を求めるとしても、最初の相談窓口とそこが連携をとれていないと、そこからどこに行けばいいんだとそういう話になるということなんです。それから、弁護士がいない地域が依然として、これをゼロワン地域と言いまして、裁判所の支部単位で見てもですね、弁護士さんが1人もいない、あるいは、1人しかいない。1人しかいないということは、原告、被告で訴訟をやれば、相手方にはいないということになるんですね。そこは問題だろうと、そういうところはなんとか解消できないかという問題。それから、後は、法律扶助の額をもっと増やすべきではないかと、これは政策評価懇談会でも何回もご指摘をいただいているところなんです。そして更に、一番最後に被疑者国選弁護ということを書き出しました。実は、被疑者国選弁護制度を導入するということ、すでに法律で決まっておまして、平成18年、今年の秋からですね、ちょっと専門的な話を言いますと、短期1年以上の懲役、禁固というものについては、被疑者段階から国選弁護人をつけなければなりません。そして、平成21年の春、これは裁判員制度が始まると

きであります。この時は、この被疑者弁護の中にも、必要的弁護事件にまで拡大してつけていくと、こういうことになっております。そういたしますと、これに対応するだけの、特に裁判員制度ということになりますと、連続的に開廷していかないと裁判員に負担が重くなるということになります。そうすると1つの事件について、例えば1週間なら1週間かかりきりで1人の弁護士が法廷に出なければいけないという事態も考えられるわけです。そういう対応が果たして今のままで可能であろうかということが大きな問題になります。そこで、こういったことを一元的に解決できないだろうかということが、審議会の議論の段階からございました。実は、司法制度改革推進本部継続中に、顧問会議というのを何回か開いておりますが、この中で、小泉総理も司法を国民の手の届くところに置かなければならないとかですね、司法は高嶺の花であると、近づこうと思ってもどうやっていいか全然分からないじゃないかという発言もありました。そういうのが嚆矢になりまして、実は審議会の意見書では、民事法律扶助を拡充すること、それから、これとは別に司法の相談窓口を一元的に、何か最初に道案内するところが欲しいということが書かれている部分、そして、最後に被疑者、被告人の公的弁護について、公正中立な運営主体を設けていくべきだというふうに、3つに分かれて書かれておりました。これを先ほどの小泉総理の発言等もありまして、一元的なものにしようということで、平成16年に総合法律支援法という法律が、司法制度改革の大きな目玉でしたが、国会を通りました。それが、真ん中に書いてあります解決策とありますが、運営主体を中核とする総合法律支援の実現ということであります。利用者（国民）と日本司法支援センターという独立行政法人の枠組みに従った法人を作ります。これは司法も関与しているということでいるんところで最高裁が関与できるようにしております。極めて異色の法人であります。そこを運営主体といたしまして、それと国民との関係というのを簡単にこの絵にしております。まず国民の方から相談する、左の方ですが、そうすると日本司法支援センターでは、弁護士会、地方公共団体、相談機関等との相談窓口とネットワーク化をしまして、連携、協力をして、その問題であればここに行けばいいですよと、それから、自分で直接教えられることもあります。例えば、少額訴訟手続というのがこういう手続ですよと、それは裁判所からもらった紙なんかを窓口においておいて渡すようにできるようにする、それがアクセスの部分。それから、法律サービスの提供、右側でございますが、弁護士会、隣接法律専門職種団体、隣接法律専門職種というのは、司法書士、土地家屋調査士、税理士、行政書士、そういったものでございますが、そういった専門家たち、それから紛争解決機関、これは、ADR機関を念頭においておりますが、裁判外の紛争解決機関、そういった所とネットワーク化して、そういうご要望であれば、ここに行けばということと言えるようにするという、そういう総合的な組織にしようということが、法律で決められました。その次の絵をご覧ください。日本司法支援センターと表示した絵でございますが、総合法律支援法という法律の第14条に目的が書いてありまして、「総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行う」とあります。そこで、総合法律支援に関する事業というのは、何かということですが、第30条の第1項に各号で分けて書かれてありまして、全部で6つございます。まず情報等の提供、これは今申し上げたことでございます。紛争解決の道案内をする。それから右にいきまして、民事法律扶助、これは、資力に乏しい国民等に対し、これは今まで財団法人法律扶助協会がやっていたもの、これを基本的には承継してやっていくということがあります。それから、国選辩护人確保業務、これは先ほど申し上げました、とりわけ裁判員制度が始まるということになると被疑者弁護、被告人弁護を一貫した弁護体制を確保していくとい

うのが大きな課題であると思っております。それから、4番目に司法過疎対策ということで、これは特に特殊なところなんです、司法過疎地域において、これは相当の対価を得て、日本司法支援センター所属の弁護士が、普通の弁護士と同じ仕事ができると、そういうことによって司法過疎地域の解消に努めていこうということでございまして、先ほど弁護士会の「ひまわり」の話をしましたが、そこは競合しないように、そこ共存共栄でやっていこうということで、いろいろと準備しているところでございます。それから5番目の犯罪被害者支援でございます。これも立法の過程で犯罪被害者の支援も行うべきであるということが強く言われて入ったものでございまして、今特に、犯罪被害者の問題が非常にクローズアップされております。その人達を援助するために、犯罪被害者関係のNPO、NGOはたくさんあるわけですが、そういうところを紹介するとかですね、それから、犯罪被害者専門に仕事をしている弁護士さんという方もおられます。そういう人達を紹介するという仕事をやっていこうということでございます。最後に6番目は、すみません。私は、6つの仕事と申しましたが、これは仕事というよりもこういうことを心掛けなければいけないということで、国、地方公共団体それからその他の団体と連携の確保及び強化を図らなければならないということになっております。これが制度の概要でございますが、今どんな準備をしているかということをおっしゃりたいと思っております。すみません、組織の点を落としておりました。左側に事務所、先ほどの日本司法支援センターの紙でございますが、本部を東京都に置きまして、役員は、理事長1名、監事2名、理事3名以下、理事1名これちょっと分かりにくいかもしれませんが、法律では理事3名を置くと、更にもう1名置きたければ、非常勤を置いてもいいよとこういう規定になっておまして、分けて書いておられますが、理事長として、今、金平輝子さんという元東京都の副知事の方が、理事長となるべき者ということで今任命されておられまして、非常に精力的にいろんな作業をやっていただいております。非常に私も尊敬しております。それから、理事の方4名もほぼ内定している状態です。それから地方組織ですが、これが一番大事なんです、地裁本庁所在地50か所に常勤弁護士と事務職員を置いた形で置いていこうと。それからさらに、地裁の大規模支部があるようなところ、それからそれとは反対に、司法過疎地域、こういうところにも事務所を置けるようにしようということで、これは今、着々と準備を進めているところでございます。そこで、着々と申し上げましたが、準備状況について簡単にご紹介いたします。これはちょっとペーパーがございませんので、ざっと聞いておいていただければと思いますが、まず、地方準備会の設置と取組状況ということでして、実は、地方準備会というものを設けました。全国50か所に地方準備会を設けまして、これはどういう人をお願いしているかということですが、まあ法曹中心にはなるんですが、弁護士会それから、法律扶助をやっていた扶助協会、裁判所、それから司法書士会、そして、検察庁、法務局、こういったところから推薦を受けた人を選んで、そして地方準備会を構成してもらっておりますが、ほぼその地方のトップの人達に、あるいは準ずる人に来ていただいております。更に実は一番大事なのは、地方公共団体との連携であります。こういう情報提供業務にしてもですね、それから、法律扶助を円滑にやっていくにしても国選弁護にしてもそうなんです、地方の実情というのは必ず見ていかなければなりません。それで、地方公共団体の協力を求めるということで、お願いをしております、実はこれが地方公共団体は逃げていくんじゃないかと心配したんですが、今のところ50か所の内41か所の準備会に地方公共団体が参加しております。県知事が入っているところもありますし、市長が入っているところもございます。これからもっと増えていく、おそらく50全部

にいくんじゃないかと思っております。これが、まず1つの問題です。それから、2番目にですね、この地方準備会の設置と取組状況と申しましたが、その取組状況の方なんです、どういう情報提供業務をやるに当たってどんな相談窓口があるか、どんな活動をしているかというのを調べるために、関係機関、団体の洗い出しというのをやりました。これは中央レベル、地方レベル両方でやっておるわけですが、特に地方準備会にそっちの地元ではどんなものがあるかということ調べさせるということをやりました。一応、連絡会議等で話題にいたしまして、私もびっくりしましたが、136ございました。地方レベルだけでこれだけございました。昨年の11月からはこの第1次調査で洗い出した相談窓口の業務についてですね、果たして具体的にどういうところに相談に応じているのか、どこまで面倒をみるのかと、それから日本司法支援センターと連携するとするとどういう形ではいいた、ちょっと細かいことまでかなり細部にわたった調査をお願いしているところでございます。それからその次ですが、プレ地方協議会というものを地方準備会単位で開催しております。これは、まず、日本司法支援センターの地方事務所が50か所できます。その日本司法支援センターの仕事というのは、それぞれの地域のいろんな団体であるとか、NPOであるとか、地方公共団体であるとかそういうところと連携してやらなければいけないので、地方協議会というのを開くと、それで、定期的にやって情報交換をして、こういう仕事の進め方をしよう、ということでやいなさいと書いてあります。これを前倒ししてやろうということで、プレと名づけておるわけですが、プレ地方協議会というのを開いております、すでに第1回は、全国50か所で全て開きました。現在、この2月から3月にかけて、第2回目のプレ地方協議会を各地で開催しているところでございまして、今、法務省の準備室のメンバーがほとんど出払っているという状況でございます。それから、もうひとつ地方事務所をどこにもっていくとか、それから具体的に事務局長をどうするかという人選であるとか、そういう採用面接であるとかそういうことも各地で今、進めているところでございます。今、申し上げたような作業は、すべて4月から発足する日本司法支援センターが、日本司法支援センターの執行部がやるべきことでございます。しかし、事実上早くやっつけていかなければならないということで、我々も協力しているということですが、こうした作業を進めるに当たりましては、すでに日本司法支援センターの、先ほど、理事長は決まっていると、理事もほぼ内定しているという事情もございまして、本部の事務局長なんか内定している人も入れてですね、その人達のご意見を伺いながら、むしろその人達のご意見に従って、法務省としては、下準備を進めていると、事務方の役割をしているということでございます。今のは、地方レベルの話ですが、中央レベルでは、実は各省庁等で構成しております総合法律支援関係省庁等連絡会議というのがございます。正直言って、司法の方でこういう新しい仕事をやると、連携してくれよと呼びかけていることになりますので、各省庁はいささか面倒くさいなところがあるかなと思っておりますけれども、内閣官房の方で仕切っていただきまして、この連携をとって、先ほどのどんな機関があるのかという洗い出しなんかも協力してもらっているところであります。それから、いわばこの日本司法支援センターの表の顔と言われまず情報提供業務の実施準備について、若干補足してご説明いたします。この情報の提供というのは、なかなか難しいわけでありまして。やってきて何をやるんだということになるんですが、こういう法テラスというリーフレットを作っております。今、ちょっとお手元にお配りしますが、日本司法支援センターが何をやるのかと、最後まで法律相談をやるということではできません。これは、法律的な業務というわけではできないわけですが、どこの機関に行けばいいのかと

というようなこと、それから、いわば公正中立な立場でこんな法的な手続がありますと、こういう教示はできるということでございます。これ開いていただくとですね、真ん中に「例えばこんなトラブル」と書いてあります。これは、開くとその答えが書いてあるという仕組みにしてあるんですが、友達に15万円貸したんだけども返してもらえないと、ちょっと開くとですね、少額訴訟制度というのがありますよと、これは答えの一つの例であります。相手がどんなことを求めているのかということ聞きながらですね、それならこういう制度がありますよ、いかがですかとこう紹介する。年老いた両親の判断能力がとこうきたら、成年後見制度というのがあるんですよと、よろしければ、パンフレットをお送りしますと、こういう話です。それから、訪問販売で高額な商品を買ってしまったと言われたら、消費生活に関する相談ですねと、消費生活相談センターみたいなのを紹介しようという眼目で書いてあるわけですが、最後は犯罪被害のことを書いてあります。こういう仕事をする。そうすると最初にどれくらいの件数が来るんだらうかと、これが全国に50か所にわあーっと来るとこれは大変だらうなというのは、誰でも分かります。私もちょっとうまくいくだらうかと今思っているところなんです。そういうことをどんな状態になるかというのを実際、実験してみないと分からないなということで、鳥取県でやりました。事前に宣伝をしてですね、ここに連絡してくれば、将来できる日本司法支援センターがこういう仕事をするんですが、その模擬実験みたいなことをやりますと、悩みのある方はどうぞとやったわけです。弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会などの関係団体のご協力もいただきました。2週間にわたって鳥取県弁護士会館で部屋を借りまして、そこに普通のオペレーターとそれから、準備室の職員を派遣いたしまして、そして、電話に対応いたしました。450件以上の相談が2週間の間にございました。これは、びっくりしたんですが、実は相談者に対するアンケート調査もやまして、10点満点で何点でしょうかということ聞きしました。手前味噌ですが、平均点9.24点。これは、うまくいったなと思ってちょっと自分でも驚いておりますが、うちのスタッフもよくがんばったと思います。それから、これに関係してコールセンターを設置しようということを考えております。これは、いろんな企業でコールセンターというのがあります。地方公共団体でもコールセンターを設けていて、全国1か所においてですね、いろんな人が電話をかけてきます。その電話がまず全国1か所のコールセンターにぱっとつながるようにすると、実は、今推測しておりますのは、いろんなデータから年間100万件位電話がくるだらうと思っております。これをうまく前捌きできるかということでございまして、ここをコールセンターでうまく捌いて、いよいよここは地元を持っていかないとだめだなというときは、地元のどこどこにというふうにやると。あるいは、地元の日本司法支援センターに回して、日本司法支援センターからこうやると、こういうことを考えております。現在、FAQ、よくある質問と答えと、今、コールセンターが流行っていろいろことをやっておりますが、あれを、よく聞かれそうな質問は何かということで、作っております、これをある程度体系的に作って、うまくこれから情報提供担当職員の採用をしていくわけですが、消費者生活相談員なんかを対象に考えておりますけれども、そういう人達に教育と研修をしていくということで、ここは大きな勝負だと思っております。日本司法支援センターこれから4月から始まる日本司法支援センターにとっても、非常に大きな課題であります。それから、最後に、広報について申し上げますが、ここに書いてありますように法テラスという愛称を決めました。これも、金平理事長もいい名前だとおっしゃっておりますが、法が社会を照らす、ちょっとかっこよく言うと悩みを持ったあなたの心を照らすというのとですね、カフェテラスをかけており

まして、垣根のない深み、誰でも気軽に相談に来られるとそういうイメージをかけております。その広報活動もやっておりますが、まだまだ知られていない、あと、ポスターとかですねビデオを作りました。それから、携帯ストラップまで作りました。そういったのを関係機関へ配布しながら、まあ10月に仕事を始めますので、4月に立ち上げる時、それから10月の仕事を始める前ぐらいが、広報活動の大きなポイントかなと思っております。もう4月以降は、日本司法支援センターが立ち上がりますので、日本司法支援センター独自の活動ということになります。法務省としてもできるだけこれを支援してまいりたいと思っております。以上でございます。

島野座長：ありがとうございました。大変詳細なご説明をいただいたわけですが、ところで、この法テラスの問題を今回の政策評価懇談会における新しい試み、法務省の重要政策を取り上げるその第1号として諮られたわけですけれども、これは4月1日からは、独立行政法人の業務になるわけですね。

倉吉部長：4月10日頃を予定しております。申し訳ありません、先ほどちょっと間違えまして。

島野座長：そうすると18年度の政策評価の対象にはならない、だから今からいろんなご意見をいただくわけですけれども、どんなスタンスで委員の方は、今日、今、臨めばいいのか。

倉吉部長：一応既存の政策評価の対象では、日本司法支援センターを立ち上げるための準備活動がうまくいっているかということが、一応評価の対象になっております。この日本司法支援センターが立ち上がった後はですね、一般の独立行政法人と同じでありまして、独立行政法人の評価するための評価委員会が別途法務省に設けられると、こういうことになります。その意味では、とりあえず準備活動がうまくいっているかというのをこれから見るということになるのかなと思っております。

島野座長：分かりました。ということで、ご意見、ご質問があればどうぞお願いいたします。はい、どうぞ。

立石委員：詳しくご説明いただいて、4月10日頃からスタートすると、こういう準備をしているという話も聞きました。私の質問は、まあこういう日本司法支援センターというものを作って、50か所それにプラス支部的な形でもっと広げていくと、特に過疎のところですね、これは、ここにある考えている機能の中では、一番重要だと思うんですが、というのはそれぞれ自治体とか、地方の弁護士会とか、扶助会ですか、まあそういうところは現にそういう支援をやっておりますよね。これができるとそういうところの今やっているものに関して一部やるその機能として吸収するとかですね、というのは同じようことをやっていると思うんですよね。まあそれを窓口一本化して、見ていくということですから、それなりにそれ自身は悪いことじゃないと思うんですが、いいことだと思うんですが。今現在あるところのそういう組織とか団体というのは、どのように今後考えておいでなのですか。そういうサービスを続けると、下手すると、自治体によっては、そういうところがやるんだったら、自分のところは無料の法律相談とかですね、そういうものを止めてしまおうとかですね。いわゆる支援のレベルが逆に下がってしまうのではないかと、市民に対するですね。そういう質問を持っている。そういう疑問を私は持っているということ。それからこの日本司法支援センターで弁護士をやる契約、あるいは、弁護士会からの紹介を受けてその方々に動いてもらうということですが、本当にそれにふさわしい方々が来てもらえるのかどうか、医療過疎のところでお医者さんをということですね、大学のそれこそインターンだけを送り込んで、いかにもそういういわゆる過疎地域の医

療をやっているんだと、何かそれと同じような人達ばかり集まって、いわゆる未熟連というんですかね、そういう方ばかりが集まるんじゃないかという心配もなきにしもあらずということで、そのあたりをどのように進めていかれるのか。それから、この日本司法支援センターに属する方々と弁護士会の弁護士の方々との利害関係ですね、たぶんいろいろと出てくると思うんですが、そういう時にどのように対応をされるのか。それから、何か国が全てそういうことまでやってしまうのかと、やっぱり弁護士、判事、検事と全部ですね、何かそういう意味じゃ、ちょっと国が全てなんていうのはちょっとどうかなと感じる人もおられると思うんですね。それから、弁護士を派遣するにしろやっぱりそれ相応の対価を払ってと、頂いてということになると思うんですが、そのあたりのいわゆるプライシングをどのように調整なさるのか、低すぎたら弁護士がやる気をなくすと思うんですが、高すぎると国民がなんだと言い出すと思うんですね。そういうサービスを受ける人。ちょっとそのあたりが何かまだはっきり私自身が、説明は分かるんですがそういう周辺のところの意見統一あるいはコンセンサスができていますのかどうか、ちょっとそのあたりを教えてくださいたいと思うんですが。

島野座長：よろしいでしょうか。

倉吉部長：はい、大変鋭い厳しい質問でございまして、実はそのへんのところが一番悩みの種というところがございますけれども、今、どういうことで調整しているのか、どこらへんまで到達しているのかというのを簡単にご説明いたします。まず、司法過疎地域の問題でございまして、先ほど申し上げましたように、弁護士会の方で出てきているひまわり公設事務所とは競合しないように、つまり、できるだけ司法過疎地域を両方相まって少しでも解消していくという方向で、つまり、ひまわり公設事務所のないところに置くということを1つ考えております。その後と言われたのが、各地域で撤退してしまうのではないかという話がありましたが、これまさにそのとおりでございました。この日本司法支援センターという、法律ができて、構想ができましたと、我々一番最初に危機感を持ったのがその点でしたので、すぐ地方公共団体に走りまして、こういうのをやるから協力を求めると言いましたら、まず、司法の話ですねと、我々は行政機関だから協力のしようがないと、これいかにも役人的な。それから、2番目の答えが、そんないいことしてくれるなら我々撤退していいですねと、無料法律相談というのを自治体がやっているわけですが、あれは、自治体がお金を負担して弁護士さんとかそういう法律家みたいな人達にお金を払ってやってもらうわけです。そんな高い金じゃないんですが、それ撤退できれば、この財政危機の折、非常にいいということを言われました。そうではないんだということを一生涯懸命説得いたしました。その1つの例として、我々が言ったのは、例えば、暴力団による金融のひどい貸金業者なんかが、ばっこしているとかですね、それから、振り込め詐欺だなんだといろいろあると、そういう司法過疎地域にそういうのがあるときにですね、ひまわり公設事務所ができただけで、ばっつとそういうのが逃げていく。あの弁護士手強いぞというのが来ると逃げていくというそういう話を口を酸っぱくして言いました。だから、これは、住民福祉になるんだと、皆さん方と連携をとってやるのが福祉になるんだと、これは、本当に熱意をもって説得するしかないたぐいのことであります。これに協力してくれたら国からいくらお金が出るよという話ではありませんので。それで、なんとか最初に危機感をもっておりましたが、つなぎとめてきまして、今、41の地方公共団体が積極的に参加してくれている。中には知事さんによっては、これは非常にいい制度だからやるべしということで、先頭に立ってやってくださっているところもございます。だからここは、まだ完全だと申しませんけれども、

脈があると、むしろこれは前向きにいけるであろうと、こう踏んでおります。それから、国が全部やるのかどうなのかと、あるいはそういうことについて弁護士を雇って給料を払うのであるのかということ、それもそのとおりであります。例えば、国選弁護なんかもそうですが、各事務所にスタッフ弁護士というのを雇ってですね、それで、その人達に給料を払って国選弁護とか、それから法律扶助の仕事をしてもらおうと。それから、国選弁護については、これまでもそうでしたが、1件毎にその管内の弁護士さんと契約して、そして国選弁護料を払うと、その仕事は引き続きやっていくということを考えております。これは当然コストがかかるわけですが、これは従前と同じレベルでやっていくと、特に給料を払うということは、新しく加わる負担になりますけれども、それもそんな説明のつかないような高額だということはありません。当然、役人並みということになりますし、その中でこれだけのことが効率的にできますということで、これは十分に説得できると申しますか、実は103億円にのぼる予算をまだ政府原案でございますが、今、国会で審議中ですが、政府原案の中で確保できました。財政当局も今、立石委員がおっしゃったようなことと同じことを我々に投げかけてまいりましたが、最終的にこれはいい制度だということで、一定の理解を得られたと、こう思っております。それから、ふさわしい人が来てくれるのかと、できの悪いインターンが来るんじゃないかと、これは確かにですね、今、スタッフ弁護士というので日弁連の執行部も一生懸命になって、募集をしてくれております。我々も一生懸命やっておりますが、最初ですので、なかなかやっぱり不安です。来る方がですね。果たしてうまくいくのかなというのがあります。本当に我々の気持ちとしては、中堅の人に来てもらいたいんですが、弁護士事務所をやっている人が、自分の経営をほったらかしてくるというのもこれもまた大変な決断で、なかなか難しいというのがあります。ただ私自身もですね、若手の弁護士さんであるとか、あるいは、修習生、これから弁護士になるという人と個別に、半分リクルートみたいなことをしているわけですが、結構今の若い人ですね、お金じゃないと、弁護士はお金じゃないと、国選弁護とか、法律扶助とか本当に経済的に困っている人のためにする仕事を、一時期はやってみたいという人は、かなりおります。ある程度の数を雇用できてですね、そういう志の高い人はいいんです。できの悪いインターンではありません。金で来たいというんじゃないで、そういう人を引っ張って、そういう人がこういういい仕事ができるぞと、それから、中に入ると、それは日弁連の方も協力してくれると言っておりますが、先輩の弁護士がいろんな弁護のテクニックを教える、あるいは、弁護士として事務所をやっていくとこんなところが大変だぞというのを教えると、ちょっと一風変わった法人にしようと思っておりますが、そういうことがうまくいけば、勤めた人々がまたこういうことだったよと後輩に宣伝してくれれば、これが定着していくだろうと思っております。最初のことで、いろいろと試行錯誤もありますし、ご批判を受けることもあるかと思いますが、そういう方向で、今、私は決して楽観的には思っておりませんが、前向きにいけるという感触は持っております。

島野座長：はい、他にご質問、ご意見はございますでしょうか。はい、どうぞ、山根委員。

山根委員：はい、とても興味があることなので、私も先週でしたか、弁護士会館で開かれた東京の準備会というものの意見交換会に参加させていただきました。これは、ちょっと余計かもしれませんが、東京の事務所というのは、ここでは四ツ谷というふうに伺ったんですが、これはまだ未定なわけですか。

倉吉部長：はい、東京事務所は、ほぼ四ツ谷になるのかなとなんかそういう話は伺っておりま

す。それぞれ日本司法支援センターの各事務所単位で検討しておりますので。

山根委員：ここにちょっと中野区とあったので、私どもの主婦連の事務所が、会館が四ツ谷にありますので、ようこそ四ツ谷へという気持ちでございましたので。

倉吉部長：そうですか。これは本部です。東京事務所ではありませんで、本部です。本部もまだここ、完全に決まったわけではありませんで、いろいろ検討しておりますが、はい。

山根委員：本部と事務所とは別なんですね。

倉吉部長：そうです。本部は、理事長とか、理事がいる本部とですね、それから、要するに東京法務局が東京事務所です。で、法務省が本部という、そういう関係でございます。

山根委員：分かりました。それと内容についてですけれども、私ども素人からすれば、法トラブルのときはどうぞと言われましても、何が法トラブルかというのもやっぱり分からないところ、まず、最初の垣根というか、ありまして、いろいろとこういったパンフレットも作っていただいて、熱心にアピールもされているんですけれども、やっぱりこういうのをいただいてもやっぱりよっぽどの問題を抱えたときでないと、まだ垣根があるというのがありますし、その辺の垣根をとって、本当に身近にということであれば、電話を待っているだけではなくて、なるべくもっと積極的に手を差し伸べるぐらいなところまで、役を買って欲しいなという気持ちがあります。そういう意味でも、電話のオペレーターの方の資質がすごく問われると思いますけれども、例えば、子どもの素朴な法律に関する疑問とかにも、質問とか相談でなくて、そういう疑問なんかにも気軽に答えていただけるようなものであって欲しいと思います。そういうふうにしていただければ、かかりつけ医のようなものというか、駆け込み寺的にいつでも身近にあるというような頼りになるところになるのではないかなと思います。

島野座長：はい、ご意見として承ります。他にございませんか。はい、川端委員。

川端委員：これは、うまくいくことを本当に期待します。先ほどの話の関係でちょっと申し上げると、地方の過疎地域のひまわり事務所というのは、財政的にも現在のところうまくいっているんですね。ところが、東京の公設事務所は、例えば、第二東京弁護士会は、フロンティア法律事務所というのを新宿に公設事務所として作ったんですけれども、そこは大赤字という状況なんです。なぜ地方でうまくいっているかということ、地方の人は真面目だから、サラ金にせせと高利の金利をずっと払い続けた人が多くて、弁護士が行って相談を受けると、全部、払い過ぎた分の返還請求になって、事務所としては儲かるというような状況にどうもあるらしいんですね。そういうところに現在行っているのは、例えば、第二東京弁護士会ですと、フロンティア事務所で1年修行をした弁護士とか、あるいは、桜井先生という非常に篤志家的な弁護士がいらっやって、その方が1年間自分の事務所で教育した上で、地方のひまわり事務所に送るということをされているんですけれども、そこで修行した弁護士です。そういう弁護士がどこに行っても非常に歓迎されて、しかも、高い評価を受けているのです。その意味では、「若い未熟な弁護士が」という心配は、あまりないのかなと思うんです。つまり、これは、地方の事件の特質かと思えますけれども、一定の範囲の教育を受けることで、おおむね対応できます。もちろん支援もしております。派遣されてから先輩が時々行ったり、あるいは、弁護士会として行ってまとめて相談を受けてあげたりというよう支援をしております。今のところ、非常にうまくいっているので、未熟な弁護士が変なことをするんじゃないかという心配は、私は、全然していません。ただどれだけの数をこれから確保していけるのかというのは、問題です。ひまわり事務所は、少しずつ広げるという形でしか拡大できなかったのに、全国に一気に広げ

るわけですから、それは大変だろうなと思います。最初の段階で、この日本司法支援センターが、弁護士の職場として、どういう評価を受けるのかというのが、これからの人材確保にも非常に影響するんだらうと思いますので、是非その最初の段階で、間違わないようにしていただきたいというのが希望のひとつです。それと情報提供が、1つの主要な業務になっておりますけれども、これも抽象的には、極めて有用な仕事だろうと思うんですけども、実際にやるとなると難しいじゃないかなという気がするんですね。いろんな相談をコールセンターで受けて、それを誰がどうやって振り分けるんだらうと思います。その振り分けをうまくやらないとたらい回しみたいになっちゃうんじゃないかとか、あるいは、適切でないところを紹介してしまう心配はないのかと思います。日本には、弁護士の周辺にたくさんの隣接業種の方達がいまいますが、それぞれ守備範囲は狭いというのが、特色なので、ここで振り分けを間違えると、相談した人にとっては、役に立たない、あるいは、かえって困ったことになるということもあり得るかなと思うんですね。それをそのコールセンターで誰がおやりになるのか、あるいは、各事務所で相談を受けられて、どうやっておられるのかなというのが心配だなという気がしております。いずれにせよこういう大きな仕事を始めるわけですから、重要なのは、人とお金で、今年は、103億という予算ですけども、1桁まだ足りないんじゃないかと思います。本来の事業の構想からいえば、欧米各国の法律扶助の国家予算と比較すると、やっぱり、1桁上を目指すとというぐらいでないと、とてもうまくいかないんじゃないかという気がしております。もちろん最初からそういうふうに飛躍はできませんけれども、一步一步それを目指していただきたいなと思っております。是非、がんばってください。

島野座長：他にございませんか。はい、どうぞ。

立石委員：先ほどお聞きするのを忘れたんですが、国選弁護人ですね、弁護士を確保して、これはあれですか、今は弁護士会あたりでそういう人を推薦しているわけですが、ここが全てを仕切るという意味ではないんですね。ここの職員になっている、あるいは、契約の弁護士が国選弁護人に、それが1つとですね。もう1つは、そういうことはないと思うんですが、最近いろんなところで天下りの問題がしょっちゅう出てくるんですが、まさか法務省の天下り先ということがないように。

島野座長：よろしいですか。

倉吉部長：天下りということは、決してございません。実はですね、司法制度改革の中でこの制度を作ったときに、霞が関の人々に言われたのが、なんでこんな大変なことを法務省は引き受けるんだと、これはもちろん法務省だけではございませんで日弁連も、最高裁もそうなんですけれども、何でこんなことをやるんだと言われたぐらいでして、大変なうまいことがそこにあるなんていうことは、およそないというものであります。もちろん最初の組織の立ち上げのときは、事務局あたりにプロパーの職員を雇うということができませんので、法務局であるとか、裁判所であるとかからの職員を派遣しなければいけないと思いますが、これは現役の職員を送りこんで、何年か行って、帰ってもらうというようなことを考えているというようなことをごさいますて、到底天下りなんていうものではないと。日弁連にとっても同じでして、弁護士が大変な払いをするということ。

立石委員：先々の話ですよ。

倉吉部長：先々は、なお一層ございません。最初だけ、ちょっとお手伝いするけれどもということをお申し上げました。それから、国選弁護の関係で全てここが仕切るのかということをごさ

いますが、これはそうでありませんが、それぞれ地元の弁護士会と協議をしながら、どうい
システムでやっていくかと、それはもちろん共通したシステムにいたします。今後は、これま
では、どういシステムだったかといひますと、裁判所の方で国選弁護人を選任すると、それ
に当たって名簿を弁護士会から協力して出すという形でした。だから、今度は、それを全部日
本司法支援センターがやることになりますけれども、もちろん、日本司法支援センターが勝手
に、この事件はお前だ、この事件はお前だとそういうシステムには、到底ならないわけでして、
ある程度名簿をもらって、その中で協力してやっていくということになるかと思ひます。
具体的には、これからまた進めていくということで、今もいろいろと詰めているところでござ
います。はい、今それから、官房参事官から指摘がありました。ちゃんと天下一禁止規定もご
ざいまして、裁判官、検事をやった者は、2年間にはここには行っちゃいかんということが明記
されて、理事にはなれないということになっております。

島野座長：かなりご意見が出ておりますが、あと1人伺ひます。はい、寺尾先生と田辺先生。
田辺委員、どうぞ。

田辺委員：これは、いわゆる独立行政法人なんでしょうか。では、おそらくそこから出てくる
問題なんですけれども、ひとつは、財政の方が、運営費交付金で100%面倒をみるという形にな
っているんでしょうか。

倉吉部長：運営費交付金とそれから、委託費がございひます。国選弁護については、委託をする
という形で、本来、国の仕事ですから、国選弁護人をつけなきゃいけないという国の制度にな
っております。それを日本司法支援センターに委託するというひことで、そこが委託費となつて
おります。あとは、運営費交付金です。

田辺委員：独法に絡んでくる問題ですけれども、運営費交付金というのは、横並びで減らされ
ていきますので、効率化係数が黙っていてもかかってくるということになるので、ここのとこ
ろは上手にやらない限りにおいては、先々、かなり国立大学と同じようにきつい運命になつて
いくんではないかなというひのが、1点。それから、2番目は、中期計画の計画期間というひのは、
何年を予定なさっているんでしょうか。

倉吉部長：4年です。

田辺委員：個人的には、長くしておいた方が、特に立ち上げがありますので、いいのかなと思
っていたところなんです。3番目は、この独立行政法人のところでは、地方事務所がある意味では主
体となつて、逆に下が50あって、上がちょっとと、そういう形の独立行政法人というひのは、お
そらくあまり例がないと思うんですね。そのある意味では、昔で言う地方支分部局みたいな
のが中心に成り立つ独法の運営の仕方というひのは、かなり注意してやらないと難しいし、また逆
に、地域に関しては、独法の枠組みを使うのであれば、地方事務所等を将来的には統合する
という形の対応なども、念頭に置いておいた方がいいのかもしれないと、特に、減らせとい
ったときに、統合するというひのは、よく使う答えですので、そういったご配慮もいただけたら
というひのが感想みたいなものです。2点目は、ニーズに関わる部分なんですけれども、サプ
ライサイドの部分には、一生懸命、連携して準備がだいぶ進んでいるというひのは、分かつたん
ですけども、ただ鳥取で2週間で、450件と聞きまして、鳥取の人口が60万ですから、それで日本
の人口はだいたい1億1千万で計算して、それで1年間と言われると、件数としては、年間250万
ぐらいの件数があつて、100万というひのは、かなり過小の見積もりではないかという感じがして
いるんですけども、これはどうい計算というひのか、ニーズの見積もりをされたのでしょうか。

倉吉部長：はい、一番最後の数字のところですが、100万件というのは、当初検討に入りましたところに、山梨県で、例えば、消費者生活相談センターとかいろんなところに相談が参ります。それを全部集計しました。その山梨県の人口比で全国に合わせるとこうなるなということで、100万と出したんです。鳥取の場合は、ご指摘のとおりなんですけど、これは、相当、事前に宣伝いたしました。しかも、この2週間の間は、無料ですよ。そうするといろんな問題を抱えている人達が、一気にその期間に出てきたという感じはしております。だから、その意味では、100万件より少し上回るかもしれませんが、それほど間違っていないというのが、我々の感覚でございます。それから、地方事務所の統合を念頭においてとか、運営費交付金効率化という話があったんですが、これは基本的に司法的なニーズで必要な制度でございますので、実は、予算要求するときに言われました。50か所もなんで作るんだと。それを一生懸命反論いたしました。それで通りました。だから、それだけ積み上げたものがございますので、まあまあそうそうすぐに統合という話にはならないだろうと。それから、運営費交付金も同じでして、いわば社会的な実費でございますので、これだけニーズがあって、きちんと運営しているということを示していけばですね、同じような率で、他の独立行政法人と同じように削れということには、なかなかならないと、財政当局も、この法人が極めて特殊な法人だというのは、先ほど、先生に言われた、地方に多くてですね、いわば地域密着型の、住民密着型の独立行政法人だというのは、よく分かっておりますので、その路線で、後は、頑張ってください。

島野座長：はい、寺尾委員、どうぞ。

寺尾委員：このパンフレットを見ていて、また、2枚目の絵の方を見ていて気になったことを申し上げます。この第30条の第1号から第6号の、6つの仕事があるわけですが、これらの仕事に何か共通するものがあるのだろうかということが気になりました。一番始めにご説明になったようにいくつかの課題があって、それを一挙に解決する方法としてこれが出てきたというので、やむを得ないところはあると思うんですが、やはり気になりました。全体を貫くコンセプトは何かといったあたりのことです。このパンフレットを見ていても、友・年・訪・夜にこんなトラブルがあるというのは分かりますが、例が答えがある場合のトラブルに限られていまずね。もちろんパンフレットですから、そういう例しか載せられないかも知れませんが。こういう人が来たらこちらを紹介すればいいという正解がある。でも、そんなに正解のない問い合わせもいっぱいあると思います。これが司法制度改革の大きな目玉で、法務省が力を入れておやりになるのであれば、来たものをこちらに捌くというだけではなくて、せっかく全国50か所に作るんですから、世の中にすでに解答のある問題だけでなく、解答がない問題にも取り組んでいただきたい。少なくとも、そうした問題に気づき、これに取り組むきっかけを作るような機能も営んでいただきたい気がします。裁判所に裁判員制度ができた、あるいは、裁判所に前よりは身近になって行くようになったというときに、裁判所に対して意見が言いたい。こういうところを不満に思ったり、こういうところをこうして欲しいと思ったことがあっても、なかなか裁判所に直接、言うわけにいかないですね。この新しい制度である法テラスが、国民がこういう司法を求めている、あるいは、こういうものを求めているという声なり、情報なりを、データとして吸い上げるチャンネルとして機能できればとてもいいと思うんですね。最後の連携の確保、強化というところに絡めて、それを扱うべき事務に含めてやっていけなくもないと思うんですけれどもいかがでしょう。要するに、日本の司法について、お役人に対してもの申すというよりは、もう少し離れた人に、テラスという話になっているので、もう少しソフトな感じ

の人が電話に出てくれるところで、情報を吸い上げるような。司法制度改革って、制度を整備しただけで、すぐにその理念として掲げているところが実行されるわけではないですよ、そのための工夫をしていくためのヒントなり何なり、あるいは、データなり、情報なりをとる機関としても、お使いになったらよいのではないかと思いました。欲張りすぎかもしれませんが、そんなことを考えました。

島野座長：はい、それでは、何か。

倉吉部長：はい、お答えというのは難しいのですが、まだ最初はそういういろんな形の不満を全部吸い上げるだけの余裕は、ないだろうとっております。まず、基本的にはこういう振り分けと、それから、こういう手続がありますというのを教えると、実際には、答えがなくて難しいじゃないかとおっしゃられましたが、これ私も、そう思っていたんです。でも鳥取でうまくいったんです。つまりですね、もっと初歩的なところで悩んでいる人もいっぱいいるし、聞いていけばある程度、分かるということもあるし、いよいよなければ、弁護士さんに有料で行ってくださいねと、あなたのおっしゃることよく分からないから、ということになるだろうと思えます。あるいは、司法書士に回すとかいろんな手があると思うんですが。ある程度、聞いてあげると不満が解消するというようなこともあって、だから、それほど、悲観はしておりません。

寺尾委員：今の点で、私の申し上げた点がちょっとうまく伝わらなかったようなので。その判例があって、法的なクエスチョンについて、答えのあるものはいいんです、弁護士のところに行けば、答えが出るから。しかし、世の中は新しく事件が出てきて、新しい問題が出てきて、新しく判例が作られて、法が作られていくわけですよ。その部分は、どうするのかということなんです。つまり弁護士さんが最先端で、こういう専門の弁護士のところへこの問題は答えが出ていないけれども行きなさいと言うだけでいいのかという、そういう問題意識です。

倉吉部長：それは、もう自己責任の世界の話だと思えますね。例えば、知的財産権の非常に難しい問題で、発光ダイオードどうなるでしょうかと言われても、すぐ答えられるわけがないわけで、それは、裁判をやってみなければわかりませんね、ということになるんだと思えます。そのときは、裁判をやることのリスクであるとか、こういうことを教えるということになると思えます。つまり、あらゆる問題について答えられるということは、それは言えないということも申し上げているだけです。ただ基本的には、どういう手続をすれば、自分の悩みを解消できるのか、あるいは、相手に対してどういう働きかけをすればいいのかとか、こんなADR機関があると、それは知りませんでした、という話になるということでございます。若干、補足させていただきますと、実は、地方協議会でも利用者の声を聞こうということで、先生のおっしゃっているような話も各消費者団体とかいろいろなところから聞いております。それをどうやって整理していこうかということも、ずいぶん検討が進んでおりますし、それから、今度、3月10日には、水戸でですね、水戸の地方準備会が企画しておるんですが、コールセンターをやるということで、一元的なコールセンターに人を置いて、茨城県下のいろいろなことを紹介して、回答してうまくいくのかというのをやろうと思っております。これ試行錯誤です。とにかくそういうことを積み重ねていって、こういうふうにしていけばうまくいくねとか、ここは無理だったねとというのを振り分けしながらやっていかなければ、仕方がないなと思っております。

島野座長：寺尾委員のご意見と倉吉部長のお話は、すれ違っている部分もございますけれども、議事録をよく読めば、両者の意見が分かると思えます。委員のご意見も非常に大切なことを指

摘されたと思います。

寺尾委員：一言だけ簡単に付け足しますと、日本はいままでですね、新しい制度はだいたい欧米のまねして作ってきたんですね。例えば、成年後見制度というのは、昔はなかったものができたわけですね、必要があるとできていくわけで、ボトムアップ型で、日本の社会を変えていけるような、日本の社会が必要としているものが、制度化されていくようなそういうチャネルにならないかという、そういう希望です。

島野座長：ありがとうございました。

倉吉部長：分かりました。誤解していたかもしれません、失礼いたしました。

島野座長：ちゃんと議事録に残りますから、よく読んでいただきましょう。はい、よろしいでしょうか。それでは、大変熱心なご意見あるいは、ご説明ありがとうございました。

(5 分間休憩)

島野座長：それでは、お揃いでいらっしゃいますので、次に議題(3)法務省政策評価に関する基本計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

松下室長：はい。それでは説明申し上げます。資料の4をご覧ください。資料4は、法務省政策評価に関する基本計画でございます、これは3カ年計画で今年度、つまり平成17年度から19年度までの3年間の計画として、ちょうど1年前のこの懇談会でご意見をいただいたものでございます。しかし、資料1、資料2でご説明申し上げましたように政府全体として政策評価制度の見直しが行われましたので、それを受けまして、この度基本について改定を若干行おうとするものであります。この内容につきましては、あらかじめ説明を申し上げておりますので、詳細なご説明は割愛させていただきたいと思いますが、主なところで申しますと、1枚めくっていただきまして、3ページ目、政策体系の明示ということで、今後は政策評価を行っていくに当たって、その対象となる政策について、体系に手段と目的の関係、上位の政策、下位の政策ということをお示していくようにということを書いております。ただ、この政策体系につきましては、大変申し訳ないのですが、ただいま作成中でございます、なかなかきれいな形で整理するのが難しいところで、いろいろ案を作っているところでございます。できれば次回の政策評価懇談会までには何らかの形でお示しできるようにしたいと考えておりますが、そういったことで今回の基本計画の改定の関係では、この場でお示しすることができなかったことをお詫び申し上げたいと思います。そしてもう1枚めくっていただいて、4ページ目、(3)でございますが、重要政策に関する評価の徹底という、これも全体の方針の見直しを受けて、これを入れたということでございます。その他技術的な修正はございますが、もう1枚めくっていただいて、6ページ目の6のところ、下の方でございますが、こちらの方に書いてありますが、政策評価方法の選択について、これまで1つの政策について1つの評価方法を原則としておりましたけれども、他の評価方式も加味することができるということで柔軟な対応ができるようにしようとするものでございます。また、隣の7ページですが、こちらに計画期間内において事後評価の対象とする政策の中に(オ)と(カ)を追加したということでございます。その他は技術的な修正でございます、先日ご説明申し上げたところでございますので、割愛させていただきたいと思います。以上でございます。

島野座長：資料5は。

松下室長：失礼いたしました。資料5ですが、この資料5は私が口頭で申し上げたことを文書の形でさらに詳しく書いたものでございまして、どのような理由で、どの部分をどう改定したかということの説明資料でございます。以上でございます。

島野座長：ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

六車委員：今お伺いした中で政策体系を作るのがなかなか難しい、間に合わなかったということがありましたけれども、法務省の場合に政策体系を作る上でどういう点が難しいのかということをお教えいただけますでしょうか。

松下室長：お答えいたします。政策体系を作るに当たりましては、まず最上位の政策がどのようなものであるか、それからそこから派生してその下の目標がどのようなものであるか、その手段は、さらにその手段はという形で体系化するということが理想であると思って、そういう形で整理しようと思っているんですけども、1つの政策がいろんな目的に絡んでいる部分がございます、必ず1つ1つという形できれいに対応するものばかりではなく、きれいに対応させることが難しいというところがあって、大きな目標に対して行っている政策が、例えばAというものがあるとして、Bもそれに関係するけれども、また別の目的にも絡んでいるという場合、線を引くとぐしゃぐしゃになってしまうのです。なかなかきれいに整理することが難しいというところで、主な性質に着目して分類していくということが合理的なんだろうとは思いますが、そうは申しましても、複数の目的がある1つの政策、というものもあるものですから、それをどういった観点で整理するかというところをいろいろ調整しているところでございます。

六車委員：ありがとうございました。よく分かりました。

島野座長：他にいらっしゃいますか。ではよろしいでしょうか。次に議題(4)法務省事後評価の実施に関する計画案(平成18年度)について事務局から説明をお願いします。

松下室長：それでは、続きまして、資料6についてご説明を申し上げたいと思います。この資料6につきましても、詳細につきましては、事前にご説明を申し上げたところでございますけれども、少し前のこととなりますので、改めて一通りご説明をさせていただきたいと思います。この資料6は、平成18年度、来年度の事後評価を実施するに当たりまして、どういったものを評価の対象にするか、また、どういった指標等を用いて評価を行うかといったことについての計画案でございます。これは現在作成中でございます、今これまでのところの案をお示しして、皆様のご意見をいただきたいと思っております。それでは1枚めくっていただきまして、事後評価の実施に関する計画2ページ目でございます。これは便宜上平成17年度のものに見え消しの形で整理しておりますけれども、必ずしも、連続性があるわけではございませんが、わかりやすいように去年のものと比較する形にしております。3のところからを説明しますが、具体的な事後評価の方法としては、政策の性質に応じて評価方式を柔軟にという先ほどの基本計画のものを反映させております。また基準年次と評価総括年次が異なる政策については、なぜ評価総括年次が数年後になるのかというのを評価書に明記するということと、それから評価総括年次が到来する前の評価についてはそこを詳細にやっていきますと、手間がかかるということから、事前のものについては計画期間における実績の記載に限定するなど省力化に努めていくということでございます。そして、1枚めくっていただきまして、4ページからが具体的な政策の内容と評価の方法等についての計画案でございます。まず1ですが、これは事業評価方式を使用する政策ということで法務総合研究所の政策でございます。ハイテク犯罪に関す

る基礎研究と性犯罪者に関する多角的研究という、この2つのテーマが平成18年度中に研究を終了するというので、事後検証として評価を実施するというのを考えております。

2として実績評価方式を使用する政策の(1)でございますが、「登記事務のコンピューター化」について、コンピューター化を推進するというので民事局の方から挙げているものでございまして、これはこれまでも評価の対象としていたものでございます。達成目標を平成19年度末を目途にとったものを平成19年度末までにということで期限をはっきりさせたということと、指標を若干整理したということが異なっているところでございます。また、新しく評価の対象とするものとしたしまして、「地図情報システムの全国展開」というものを挙げております。これはいわゆる重要政策でございまして、法務省の平成18年度成果重視事業にも該当するというので、重要政策を対象とするという観点から新たに評価の対象としたということでございます。また、「外国法事務弁護士の在り方」につきましては、これまでは司法法制部の方で評価の対象としておりましたが、これまで概ね目標を達成しておりますし、評価の重点化という観点からはこれは除外するというので現在の案としております。の債権管理回収業、いわゆるサービサーでございますが、その監督につきましては、司法法制部の所管ですが、基本的には従前どおりということで、ただ苦情申立ての状況については法務省の政策と直接増減が関係しないという部分もあるということから参考指標に落とすということで改定案をお示ししております。1枚めくっていただきまして6ページですが、のについて、これは人権擁護局の政策でございまして、これは平成17年度と基本的に同じ方針で臨みたいと考えております。の「総合法律支援体制の整備」について、これが先ほどご説明をしました日本司法支援センターの準備の関係のものでございまして、これは平成17年度の実施計画には載っておりますので、この評価を来年度行うこととなりますが、先ほどご説明申し上げましたように、4月以降は独立行政法人の枠組みに従った法人になるということで、法務省の政策ではなくなることから、評価の対象からは除外するというのでございます。

もう1枚めくっていただきまして、8ページでございますが、これは法秩序の維持という観点からの政策で、まず、これは刑事局の政策ですが、「被害者等通知制度の適切な運用」、それからで「検察広報の積極的推進」、で「捜査における通訳の適正の確保」、これらは概ねこれまでどおりの形で評価を行っていくということで考えております。ですが、「矯正職員に対する研修の充実強化」ということで、これは矯正局の政策でございます。これを今回は平成18年度の実施計画からは外そうということで考えております。その理由でございますが、これは受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにするというので矯正職員に対する人権研修の受講機会を与えるという政策であったわけですが、職員の人権意識が向上しているかどうかということの評価がしづらいということがかねてからございましたことと、人権意識が内心の問題というところで定量的な効果測定が難しいということで政策評価の対象外としたい、もちろん人権研修は今後も継続していきますが、評価の対象からは外したいという意見が挙がっております。新しいですが、これは「刑事施設における職業訓練の充実強化」ということで、これは技術的な修正がある他はこれまでどおりの評価の対象といたします。は「矯正施設における教育活動の推進」ということで、これも概ねこれまでどおりでございます。「民間との協働による犯罪者の更生」、それから「刑事施設における過剰収容の緩和」、それから「行刑行政の透明性の確保」につきましては、いずれも技術的な修正の他はこれまでどおりでございます。目標値のところではいろいろ朱が入っておりますけれども、これはいずれも対前年度増

ですとか、対前年度減というものに対して、前年度の実績を参考にかっこ書きで入れているためでございます。11ページですが、で「保護観察対象者等の改善更生」という保護局の政策でございます。これは、これまで基本目標が1, 2, 3, 4ということでたくさんあったんですけれども、この基本目標を整理いたしました。そして基本目標としての保護観察対象者等が改善更生するというのが保護局の最も基本的な目標であるということをはっきりと示した上で、若干整理を行っておりまして、達成目標の4という形でこの基本目標の下に入ってきた政策は、1枚めくっていただきまして13ページの旧基本目標の4, 見え消しで全部消えておりますけれども、これが12ページと言いますか、11ページの達成目標に移したという整理をただけでございまして、政策を実施することに変わりはありません。そして、旧基本目標の2ということで、12ページですが、保護司制度がより活性化されるというものを、今回評価の対象から外すということで第1次案では挙げておりました。ただこれにつきましては、事前にご説明申し上げたときにも、いろいろご意見頂いたところでございまして、完全にこれを評価の対象から降ろすということはいかがかなものかというご指摘がございましたので、席上配布資料ということで赤と青の2枚ものものがお手元に配布されているかと思いますが、こちらの方の形に修正をするということで見直しを行いました。これの達成目標1の指標4という形で青で入っておりますけれども、保護司に対する研修実施状況ということで保護司の研修、処遇能力向上のための研修の充実を評価の対象とするということでご意見を踏まえまして修正案が挙げております。本日はこちらの案につきましてご意見をちょうだいできればと思っております。そして、12ページ、引き続いて、「犯罪予防活動の助長」ですが、これは社会を明るくする運動というものに関してですが、これまで参加団体数を増やすということだったですけれども、それよりは全国展開という観点から実施委員会のない地域を減らそうということで指標と目標値を変更したということ、それから達成目標の2として運動の内容を充実させようということでアンケートを行って高い評価を獲得するということを目指して整理を行いました。13ページですが、で公安調査庁の関係でございます。公安調査庁の関係でこれまで基本目標1, 2とあったんですけれども、基本目標はやはり1つであろうということで整理をしたということでございます。つまり「破壊的団体等の調査を通じて公共の安全の確保に寄与する」ということ、これが公安調査庁の最も基本的な目標であるということで1つにいたしまして、達成目標の1と2ということで、これまでの基本目標に1と2に分かれていたものこの中に含めたということでございます。

もう1枚めくっていただいて、15ページですが、これは入国管理局の政策でございます。(3)の が「外国人の円滑な受入れ」ということで、この平成17年3月を基準といたしまして平成22年3月までの間にこの目標達成を目指すという政策になっております。も同じでございますが、「好ましくない外国人の排除」ということで、これは昨年の3月を基準として政策を設定いたしまして、今まさにその政策を実施中でございますので、引き続き同じ形で見直しを行わないで進めていきたいという意見でございます。もう1枚めくっていただきまして16ページですが、(4)の「国の利害に関係のある訴訟の追行」ということで、これは訟務部門で、第1審を2年以内に終わらせるというのも引き続きやっていくということでございます。

そして、17ページですが、これは法務行政に関する国際協力の推進、として「外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力」、これは外国で例えば少年院を作りたいというときにその技術研修員の受入れをしたり、実地に専門家を派遣したりということでございます。

れども、これは今までどおり依頼に対して100パーセント応えていきたいということでございます。これは「国際連合に協力して行う研修研究調査の推進」、これは法務総合研究所ですが、これは開発途上国における刑事司法運営が円滑になされているかということで、これも基本的にこれまでと同じですが、指標としてより客観的になるように研修に対する満足度について、研修員にアンケートを実施しまして、満足度が80パーセント以上に達したか否かを指標として加えるということで、今のが刑事分野の話ですが、もう一枚めくっていただきまして、これはの方は民商事法分野における国際協力ということで、こちらの方でも同じように研修に対する満足度の指標を加えるということです。

19ページですが、これは法務行政の円滑で効率的な運営ということで、広報の関係でございます。これは基本的に技術的な修正でございまして、参考指標として基本的にはホームページに大勢の人にアクセスしてもらうということで測るんですけども、これまでより魅力ある内容とするためのホームページの改訂件数を参考指標としておりましたけれども、より魅力ある内容にするということは当然のことだということで、削りました。そして、そして、「行政手続のオンライン化の推進」ということがこれまでございましたが、これはオンライン化がほぼ終了したということから評価の対象から外すという意見が出ております。新しいとして「女性職員の採用登用拡大の推進」として、これは人事課の政策でございますが、こちらの方では平成17年度の目標が上がってきております。これにつきましては、下の黄色い囲みにありますように、法務省における女性職員の採用・登用拡大計画というのがございまして、これに沿った内容にする必要がございますが、その計画を今年の3月に改定予定で、まだ策定中でございます。現時点では次年度の具体的な指標等が設定できていないことから古いものをお示しして大変恐縮なんですけど、それをお示ししている形となっております。

3. の総合評価方式を使用する政策に関しては、オウム真理教対策というのが入ってございましたが、これはちょうどオウム真理教に対して観察処分を行ってございまして、この3年間の期間が切れて、更新があったことから、17年度は入ってございましたが、処分の更新がされたので、この政策については、18年度は特に評価は実施しないということで削除といいますか、評価の対象とはなっていないということになっております。以上でございます。

島野座長：ただいまの説明について、ご質問、ご意見を申し上げます。

前田委員：細かいことを言いまして恐縮なんですけど、資料6の9ページの下の方から10ページにかけてなんですけど、矯正局関係なんですけど、我々別のところでも法務省の方からご説明していただいて、性犯罪者処遇プログラムを実施していくと、川越少年刑務所とかで行っていると、非常に大事なことだと思うんですけど、その2つ下に「刑事施設の過剰収容の緩和」ということがありますけれども、少年刑務所は相当悲惨な状況でありまして、さらにこういうプログラムをやるというのはいいんですけど、一方で、矯正職員全体の数を減らせという議論があって、非常に矛盾していると思うんですけどね。やはりそれぞれの政策は重要なのでいいんですけど、それがトータルで予算につながるという議論があるじゃないですか。そのとき国の重要政策としてきちっとやっていくということ、積極的に予算を取ってくる、人員を確保するというのが絶対必要だということ、これを主張していくバネにきちっとして頂かないと困るというか、意見という感じではないんですけども、たまたま保護局と矯正局とご無理申し上げて、別のところの関係なんですけど、施設を見せていただいたんですけども、少年院にしてもそうなんですけれども、やはり、予算のかけ方が足りない部分が非常に見られるわけですよ。30年ぶり

に行き、平野先生と一緒にいったときと全然変わっていないと。ペンキの塗り直しだけしか行われていないというようなことがあるんですね。ですから、こういう場でこのところは削れとかと言わなければならない役割は分かっているんですが、そういう政策が増える中で、やっぱり人員を増やして確保していただいて、バランスをとってやって頂くということをお願いしたい。意見にも何もなっていないんですが。

島野座長：はい。他にございませんか。どうぞ。

渡辺委員：元の資料でいいますと12ページ、ちょうど先ほど室長が、「保護観察対象者等の改善更生」の記載を事前の意見聴取を踏まえて手直ししたとおっしゃったところについて少し確認でお尋ねをします。私も事前にお話を伺ったとき、保護司制度がより活性化されるという目標を降ろしてしまうということの是非といいますが、そのことが、法務省のメッセージとしてどんなふうに社会に受け取られるのかを考えるべきではないかという立場から疑義を呈した1人です。そういう意味では意見を聞いて頂いて指標4としてブルーの字が残ったのはありがたいとは思いますが、なおちょっと疑問というか分からないのは、元のところにあったの保護司の充足率でありますとか、平均年齢、あるいは女性の保護司の占める割合、こういった見えやすい指標をことさら落としていかなければならない理由について、もうちょっとご説明をいただければと思います。確かに法務省がいくら頑張っても届かない、外的要因に左右される要素が大きすぎて指標としてふさわしくないのかも知れませんが、これは法務省が頑張らなければどこも頑張ってくれない政策課題であります。予算措置への影響といったところも考えたとき、保護司は無給のボランティアとはいえ、この指標を落としてしまう、もうちょっと詳しいご説明をいただければと思います。

島野座長：保護局から説明いただきましょう。

保護局：保護局でございます。まず保護司制度充実のため、保護局が頑張らないでどこが頑張るのかというご指摘については、全くそのとおりと考えます。今回、保護司の関係につきまして、1次案では指標を降ろさせていただこうとしましたが、これは決して努力を放棄するという趣旨ではございません。そこを前提としてお答えしたいと思います。見え消しのもののこのページでお答えしておりますので、これに基づき申し上げますと、2ページの上の方の黄色の枠で囲っております箇所、従来私ども、保護局は、大変広汎な基本目標として更生保護活動の推進を掲げ、その下に細々と多くのものがあってまとまりが悪い印象があったのではないかと思います。この反省を踏まえ、今回、更生保護活動の推進と、その下に複数あるというような形を改め、保護観察対象者等の改善更生として大きなものを掲げる。もう一つ、国民の皆さまにおける犯罪予防活動の助長と、この2本立てで、メリハリある基本目標を掲げようと思いました。このような考え方から、保護司については、活動の担い手と活動の目標との両方にまたがる性格がございます、この際、1次案では降ろさせていただく形をとったものでございます。現在、保護局では、各地方の保護司組織と歩調を合わせ、保護司の充足率の向上や、平均年齢の若返り等を進めていくための施策を推進しているところでございます。当初冒頭の話に戻りますが、決して保護司制度活発化の努力を放棄した訳ではないということにつき、何とぞご理解をいただきたく思います。

島野座長：他にございますか。

渡辺委員：もちろん現状で十分と思っているはずではないと重々分かっております。先ほど申しましたけれども、要は私を含めまして外部の者が、このペーパーを見たときにどんな風な受

け止め方をするか、まあ、前のものと対比して見る人はそうはいないと思いますけれども、ちょっと懸念としてあったので申しました。ご説明はよく分かりましたので、引き続き大変だと思えますけれどもご努力願えればと思います。

島野座長：他にございますか。寺尾委員。

寺尾委員：2つ質問させて頂きたいと思います。1つは、今話題になりました保護局のなさってらっしゃることなんですけれども、12ページのところにあります番号ではの「犯罪予防活動の助長」というところで、達成目標1の「社会の明るくする運動への国民の参加を促進する」とありますけれど、「社会を明るくする運動」とは具体的にはどういうものを指しておられるのか教えてください。それからもう1つ、少し前に戻るんですが、人権擁護局の方だと思うんですけれども、資料の7ページになりますが、人権啓発活動ネットワークを全国に整備するというのが達成目標に挙げられていて、達成目標2にですね、「全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなるようにする」というのがありますが、この作文コンテストはどのような方によって受賞者が決められているのかを教えてください。

島野座長：それでは、保護局、人権局の順にお願いします。

保護局：まず保護局でございます。寺尾委員から、「社会を明るくする運動」とはそもそも何ぞやというご質問をいただきました。実は、今このご質問に対して大変重みを感じております。

「社会を明るくする運動」は、昨年で第55回を迎えております。これを一言で申し上げますと、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を目指し、全国的に、官民協働で展開している運動です。法務省内では保護局が中心となり、毎年7月を強調月間とし、地域に根ざした多様な活動を展開する運動です。昨年は「ふれあいと対話が築く明るい社会」という統一標語の下、重点目標「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」を目指し、全国で様々な運動を実施しました。東京に中央実施委員会を設け、7月1日に銀座の数寄屋橋公園で、当時の南野法務大臣、国家公安委員会委員長である村田大臣などのご参加をいただき、街頭キャンペーンを実施したほか、翌2日には、「青少年健全育成大会in六本木」と題し、六本木ヒルズで法務大臣始め、歌手の上原多香子さんなどからもメッセージをちょうだいするなどしたイベントを行いました。もちろん、こういった中央行事のみならず、全国津々浦々で、啓発の活動を行っているものです。近年では、イベント中心の活動から、例えば、お子さんを持つ親御さんにお集まりいただき、身近な非行問題を取り上げるなどの話し合いを行う「ミニ集会」という活動、あるいは、小中学生の子どもたちに非行やその立ち直りの問題について考えてもらう作文コンテストといった、クオリティを重視し、地域で少人数によりじっくり話し合ったり考えたりする活動に重点を置いております。それに伴い多少今回見直させていただきました。

人権擁護局：続きまして人権擁護局でございます。先生ご指摘の中学生人権作文コンテストの審査員はどなたかということにつきましてお答えします。この中学生人権作文コンテストは、各都道府県単位で地方大会を実施し、優秀作品が中央大会に推せんされてまいります。中央大会審査員は、作家の落合恵子先生に審査員長をお願いし、映画監督の山田洋次先生や、後援団体の文部科学省、社団法人日本新聞協会及び日本放送協会からも事務局長や解説委員等に審査員をお願いしております。また、法務省と全国人権擁護委員連合会が主催でありますので、人権擁護局長と全国人権擁護委員連合会長も審査員になっております。

島野座長：ありがとうございました。他にどうぞ。

立石委員：3点ばかりお話をしたいのですが、1つはコンピューター、IT化のところオンライン化、それから地図、これらはいいと思うんですが、私どもとしては、やはり費用対効果というね、そういう視点での指標的なものを是非入れていただきたいなというように思います。それが1点。それから「債権管理回収業の監督」ということで参考指標として債権回収会社に対する苦情相談受付とあり、それはいいことだと思うんですが、そのところに外部要因の影響を強く受ける指標であり、参考指標にとどめることにするという、ちょっとこのあたり、どのようなことを意味しているのかを教えていただきたいなと思います。それから例の矯正職員に対する研修の充実強化については、今回削除されたということですが、これは元々やはり刑務官の人権侵害ですか、いろいろ問題を起こして、これじゃ良くないといって刑務官に対する研修をやるということ始めたのがきっかけだと思うんですよ。確かに人権意識というものを教育していく、教えていくというのは理念的なもので、それだからといってすぐ人道的な処遇を刑務官の方ができるというのは分からないのですが、やっぱりこれを削除というのは私は良くないと思うんですね。もう少しやっぱり続けてやる。例えば定期的な監査をですね、実施していくということですね。仮にこの項目を取るとすれば、この監査側ですって見ていくという定期的な監査というのを是非入れていくべきかなという風に思います。それから、保護観察対象者等の改善更生、これは今日の新しいペーパーで、まあこれをなくしてしまうというのは反対が多かったということで続けてやっていくということで、私も大変いいことだと思います。是非継続してやっていただきたい。保護司の従来の充足率や平均年齢といったそういういわゆる形式的な基準だけではあまり意味がないので、やはりもっと保護司制度自身が今この時代に合っているかどうかということ、やっぱりそれをもっと改良するという意味で、ある意味では、新しいテーマとして保護司制度の再検討というね、どこまで踏み込んでもう1回見直してみる必要があるのではないのかというふうに私は思います。再犯の事件が大変多い中で、保護司に期待するところは大変大きいわけですから、そのあたりを見ていただきたいなというふうに思います。以上です。

島野座長：ありがとうございました。川端委員どうぞ。

川端委員：今の立石委員の発言に関連してですけれども、9ページの矯正職員に対する研修の充実強化を外すという、私はこのこと自体賛成できないというのは立石委員と同じですが、その理由が特に引っ掛かったのです。内心の問題で定量的な測定が困難であるから対象外にするという理由になっていますけれど、今までも内心の測定をしていたわけではなく、研修をどれくらいやったかとか、というような外形的な基準で測っているわけですね。そうすると削除の理由は整合性がないのではないのかと思います。もちろん、いろいろ研修をやってみたけれど、全然処遇が人権を尊重したものにならなかった、これは指標を間違えたというならまだ分かるのですが、でもその場合は別の指標を考えるべきではないのかと思います。例えば6ページに人権尊重について国民の理解が深まるという基本目標に対して、達成目標は人権作文コンテストの参加者がより多くなるようにするというようにしていますが、そういうことでしか測れないからやっている訳で、このように人権意識は内心の問題だから測定不能というふうに言ったら、このほうもおかしいということになりはしないでしょうか。理由は外には出ないでしょうけれども、何か非常に変な理由だなと思いましたので一言申し上げます。

島野座長：今立石委員と川端委員からのご意見がありました。関係局で何かお話はございます

か。はい、矯正局。

矯正局：矯正局ですけれども、ただいまお2人の委員からご指摘がございました。職員に対する人権研修のことでございますけれども、これを平成18年度につきましては、政策評価の対象から降ろさせていただこうと思いましたが、実は基本目標としまして、受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。そのための職員に対する研修ということなんですけれども、受刑者の人権を尊重した処遇というのは職員による職員研修だけではなくて、例えば今ご指摘もございましたけれども、どこの刑務所も過剰収容で、処遇環境が悪化しております。そういうある意味でストレスが多いような処遇環境の悪化という状況について、それが同じように人権に関わるのではないかというようなこともありまして、それからその他にも矯正の医療体制についてかねがねいろいろなところからご指摘いただいて、医療体質の充実というのも測らなければならないのではないのか、それと受刑者の人権というのも絡むんだらうということでございまして、ご指摘がございます、内心に関わるということもございまして、人権に関わる要因というのは他にもございまして、従いまして人権研修の実施状況とそれから受刑者の人権を尊重した処遇とが、いかに結びついているか、その指標の客観性と言いましょか、そういうところについてですね、実は他にもいろいろと検討するところがあるのではないかとございまして。例えば、人権統計の中に人権侵犯事件というのもございますけれども、例えばそういうのも指標にできないのかということを含めまして実は検討しておりますけれども。それともう一つは、今年の5月に、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行される予定でございますけれども、この施行に伴いまして、現在矯正職員に対する研修について研修規則というのがございまして、刑務官に対する研修等について、全面的に見直すと言いましょか、その研修規則の改正ということも検討しております。従いまして、今回につきましては、18年度につきましては降ろさせていただいて、いろいろ検討を要する点がございまして、改めてちょっと検討していこうと。もちろんお話ございましたけれども、職員に対する研修の充実というのは私ども引き続き重点事項としまして取り組んでまいりますし、各施設における監査におきまして、いわゆる重点監査項目の1つとして取り組んでいくところでございます。

島野座長：ありがとうございました。それでは他の部局。はいどうぞ。

秘書課情報管理室：秘書課の情報管理室でございます。先ほど立石委員から、オンライン化の絡みで、費用対効果についてご指摘されました。今般、行政手続のオンライン化につきましては、ほぼ目標を達成したということで、評価対象から降ろさせていただきましたけれども、オンラインの利用促進ということにつきましては、これはやはり大切なことと考えております。ご承知のとおり、昨年7月に、年間申請件数が10万件以上の手続、日々行う頻度が高い手続、オンライン利用に関する企業ニーズの高い手続175手続をオンライン利用促進対象手続として、IT戦略本部で決定をして、公表されております。私どものところでも、登記手続を始め9手続が対象となっております。現在、この対象手続につきまして、利用促進に関する行動計画を策定しております。政府全体として総務省のほうで、今取りまとめしておりますが、これからパブリックコメントにかけられまして、今年度末に策定が完了することになっております。また、今年の1月19日に戦略本部におきまして、IT新改革戦略というものが決定されておまして、この中でIT戦略の重点項目の1つとして、国、地方公共団体を含めましてオンライン利用率を2010年度までに50%にするという目標が掲げられております。大変高い目標でございますが、併せてその実現に向けた方策、評価指標等もこの中に盛り込まれておまして、そして、この

戦略本部では、今年の6月を目途に重点改革課題をより絞り込んで決定していこうという方針が示されております。さらに、このIT新改革戦略では、評価体制の確立ということで、戦略本部に今設けられております。これは外部専門家で構成されておりますけれども評価専門調査会というものがございまして、この下に、これから設定される重点政策課題ごとに分科会を設置して、継続的な評価を強力に推進するために必要となる適切な調査が行われるよう、体制を確保するということがうたわれております。したがって、こういう状況にございますことから、現時点で18年度の評価の対象に載せておりませんが、このIT戦略本部におきまます重点政策課題の決定、こういう状況等を見極めまして、今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

島野座長：他にございませんか。はいどうぞ。

司法法制部：司法法制部でございます。計画で言いますと5ページから6ページにかけての、債権管理回収業につきまして、苦情率という指標を降ろして、それを参考指標の苦情、相談受付状況に変更した理由について、立石委員からご質問がございました。理由は6ページの上のほうの部分にあります、外部要因の影響を強く受ける指標と書きましたが、外部要因の影響を強く受けるという点について若干ご説明いたしますと、ここは経済状況についての影響を強く受けるということが1つございます。簡単に言いますと、例えば貸付債権の回収を図る場合に、不動産、担保不動産の価値がどうかということで、とても景気が非常によい、不動産市場も活性化しているという場合に、担保不動産によってそれを換価する、ということで回収が割とスムーズに図られて、それほどトラブルにならず、苦情も起きない、という一方で、非常に不景気であるということだと、その担保だけでは回収が図られず、残りの財産で払うか払わないかということでトラブルになる、そういうことから苦情が生ずる。簡単に言いますと、そういうことで、適正に法執行と言いますか、回収行為を行っても、そういう外部的な要因に左右されることがあるのではないかと。それから苦情には正当な苦情ももちろんございますが、債務者側といたしましては、例えば、競売など正規な手続で回収が図られると、それに対して不満を持つ場合もないわけではございません。回収行為が適正であっても、債務者の中では不満を持つという場合もございまして、苦情イコール適正に行われていないということにはなかなか直ちに結び付かないのかなという側面がありますので、単純に数、苦情率ということで数値にするのは若干難しい面があるのかなというふうに考えましたので、ただ、もちろん適正に行われているかどうかということ調べるには、債務者からの苦情というのは重要な面がございますので、そこは依然として非常に重きを置いて、その状況を把握していくということで続けていきたいと思っております。

島野座長：よろしいでしょうか。他にご意見。はい、寺尾委員。

寺尾委員：頭の中で考えているだけのことなのかも知れませんが、政策評価システムを使って、評価結果を政策へ反映するようにしようというのが今回新しく言われていることですね。先ほど先生方のお話を伺っていて思いついたんですが、例えば少年刑務所が非常に混んでいる、従来は単位面積当たり何人だったのに今はこんなにたくさんの方がいるんだ、こういうものを指標にできないのか。お作りになったものを見てみますと、自分たちはこういう目標を掲げてここまで頑張っている、達成しているという話で、どうしても通信簿の成績評価を上げられるような指標設定をしたくなる。そのお気持ちは分かります。しかし、人権配慮上、最低限必要な面積はこのくらいだ、あるいはトイレなり何なり、そういう施設はこのくらいだ、というこ

とを決めて、それが満たすことができなくなっているということを示して予算要求につなげていくというような評価の仕方だてあり得るように思うのですが、それともそうしたやり方は政策評価というシステムにはなじまないのかどうか、教えて頂ければと思いました。

島野座長：では秘書課長。

秘書課長：大変難しいご質問だと思われるのは、スペースなどというのは、時代とともに考え方が移っていくものではないのかというのがあって、1人あたり何平米であればよいのかということは非常に難しく、定員ということに対する達成がどの程度できているのか、過剰収容全体を緩和するということは大きく考えていこうとは思っておりますが、それ以上に細かい数値は何か適切な指標として設定できるのかという問題があって、予算要求の資料もスペースとか何かというよりも、基本的には定員という考え方で整理されているのだらうと思います。そのあたりは、若干テクニカルな側面があって、答えになっていないかも知れませんが、ただ、過剰収容というものを取り上げているのは、それを予算に反映させていくということは、当然我々として頭に考えているということ間違いありません。そこはご理解いただきたいと思っております。

島野座長：過剰収容というのが一つの課題ですね。指標は立てにくいならば、かっこで参考的な数字。例えば、11ページに対前年度増。かっこしているんな数字が挙げられていますが、こういう示し方も場合によってはありうるということですね。

寺尾委員：私がお尋ねしたのは、単に過剰収容の問題だけではなくて、そもそも人権を守るというためにはここまではやらなくてはいけないという基準を作れないものだらうかという話です。作ることは難しいというお話でしたが、何と云うんでしょうか、例えば、法の世界には、慰謝料という損害賠償制度がある。もちろん、心の中の被害は容易には測れないものです。しかしそう言いながらも法は測ろうとするわけですね。分からないとか言いながら、何か測ろうとするわけですね。今の日本の人権との関係での最低ラインのスタンダードを作って、それを満たすことができなくなっているということをも、評価のあり方のうちに入り得ると思うんです。ここまでやりました、やりました、だけではなくて、できなくなっています、ということの評価の中で言うということもあっていいんじゃないか。そういう評価の仕方はあり得ないでしょうかという、その1つとして今の例を出したのです。

秘書課長：それはもちろんあり得ると思っております、基本的には、我々も政策評価というのはそういう考え方でベースとしては立脚しているんだと思っております。ただ、予算も国会でご審議いただいて、そういう政府の考え方が適切なものかどうかというのは、最終的には国会でご判断いただくものですから、そこらへんの兼ね合いもあり、それを抜きにして、こちらだけで数値的な目標を、それと連動させた形でというのは難しい側面があるのではないかと、ただ、これがおよそ政策目的に役立っているのかどうか、あるいは需要を満たしていないのかどうかを判断していくために政策評価をやっているというのは、考え方はそういうものに立脚しているんだと思うんですが。

島野座長：そもそも寺尾委員の基本的な考え方で制度はできていると思っておりますが、あと個別に何を評価対象にして、基本目標を立てて指標を作るのかということは法務省への宿題になっているのではないかと。山根委員いかがでしょうか。

山根委員：もう重なるかと思うんですけれども、事前説明で私も気になったのが保護司のところで、この9ページの矯正職員の研修のところは削られていたのが気になっていたんですが。このままの形で残して欲しいというのではなくて、ただやはり矯正職員に対する項目がなくな

ってしまうとより外部に見えにくくなるのではないかという漠然とした不安を感じます。職員が削減されるということを知って不安を覚えますし、事務的なところなどは民間が入るということで、そういう意味では逆に閉鎖的ではなくなる場所もあるのかも知れないですけども、でも先ほどから出ている過剰収容とかを考えると職員の負担が減るようなことはないと思われまますので、何かしらの形で、矯正職員のところは項目があった方が、私としては職場の環境の改善であるとか、逆に収容者の待遇の改善であるとか、人権の問題であるとか、何らかの効果が見えるのかなと思います。

島野座長：ありがとうございました。はいどうぞ。

渡辺委員：時間がないところ申し訳ありません。矯正局がらみでお尋ねです。10ページから11ページにかけての「行刑行政の透明性の確保」という欄があります。これはもちろん一連の事件があったこともこれありで、こういった目標を掲げて取り組まれることは大変結構なことだと思っておりますが、達成目標1の指標1に公開する行刑関連情報の項目数を挙げて、前年度より増やすことを目標値としています。しかし、ここで掲げている訓令、通達、統計等の情報というのは、前年度から小出しに増やしていくという話ではなくて、法務省として、こういう形で情報公開するんだというのを一度きちんと決めて、しっかりとしたスタンスでお示しになるべき話であって、前年度より増やしていくという性格ではないのではないかなというのが、申し上げたい1つであります。これは感想なので、何か関連でお答えがあればいただければという程度で結構です。その指標を前提とした上で確認したいのは、こういった通達類の公開の方法がどうなっているのかということです。どんなイメージと思えばよろしいのか。保安問題などとも絡むので、通達とか訓令とかをすべて出すわけにはいかないかも知れないですけども、私の探し方が悪かったのか、少なくともホームページレベルでは見つけることができませんでした。ここでおっしゃる公表、開示というものの内実がどういったものなのかということを確認したいということです。それから、ごめんなさい、長くなりますが、これは矯正局を離れての話ですけども、通達行政という言葉があります。法律や政令や規則のさらにもっと下のレベルの、行政の裁量や判断で物事が決められていくという実態が現に日本にあるかと思うんですね。今回会社法が変わったことに伴い、私はいま企業法務を担当する立場にいるので、ある問題について、どこに、そうやらなければいけない根拠があるのかと探していったらば、昭和35年法務省民事局課長通達というのに行き着きました。しかもその通達自体、またものの本をいろいろひっくり返してようやく出てくるという、そんな経験をいたしました。情報を公開するという目標を矯正局だけが挙げるというのもそういう意味ではおかしな話かなと、全省的な課題なのではないかななどと思ったものですから、このへんについてもお考えなりがあればお聞かせ願えればと思います。

島野座長：時間の都合もあるのですが。はい、どうぞ。では、秘書課長から。

秘書課長：おそらく現状で矯正局だけが通達を挙げているのは、旧監獄法がほとんどは規定としては1条しかないものをすべて裁量でまかなっていたもので、具体的なものは通達でやられていたということがあるんだと思います。ただ、矯正以外の行政分野でおよそないのかというと、ありますので、大変お答えが難しいかと思っておりますので、また勉強していきたいと思っております。

島野座長：それではそろそろおしまいに行きたいと思っております。新しい試みがいろいろ示されたわけですが、法務省における政策評価の在り方について全般的にご意見をうかがう時間がなくなってしまいました。では本日はこのあたりまでとさせていただきます。事務局から何かござ

いましたら説明をお願いいたします。

秘書課長：本日は、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。毎回のことでございますが、議事録の作成につきましては従前どおりとさせていただきますのでご協力をよろしくお願いいたします。今回の日本司法支援センターについて、特にご報告してご意見を賜りまして、大変活発な意見をいただきました。ありがとうございました。また今後いろいろ取り上げるべきテーマも考えましてぜひともこういうものを続けさせていただきたいと、とりあえず事務局としての感想でございますのでご報告させていただきます。皆様には政策評価懇談会の委員として2年間の任期でご協力をお願いしておりましたところ、今回の会議が一応、今回の最終回となります。ご多用中にもかかわらず2年間の長きにわたり、当懇談会にご協力いただきまして誠にありがとうございます。これを機会に一層法務行政についてのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

島野座長：それではこれで今日は閉会とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。